

平成19年度食の安全・安心確保交付金の事後評価結果について

平成21年2月17日
和歌山県

和歌山県では、この度、平成19年度(ハード事業については平成17年度)に実施した食の安全・安心確保交付金事業について事後評価を実施しましたので、その結果を下記のとおりお知らせします。

はじめに

食の安全・安心確保交付金実施要綱(平成17年4月1日付け16消安第10270号農林水産事務次官依命通知)第7の3の規定により、管内事業実施主体から提出のあった成果報告書に基づき、事後評価を実施しました(別紙)。

なお、事後評価の実施にあたっては、

1. 計画した内容に沿って事業が実施されたか。
 2. 設定した目標値を達成したか。
 3. 達成度が低い場合(60%未満)の改善措置等の内容は適切か。
- 等について、その内容を点検しました。

また、上記の結果をもとに、県全体の総合評価結果についても点検し、評価を実施しました。

和歌山県における事後評価結果

本県における事後評価結果は以下のとおりです。

1. 事後評価において「A評価」となった事業については、計画に基づき事業が適切に実施された結果、目標値が達成若しくはほぼ達成されており、事業の実施内容は妥当と考えられます。
2. 県全体の総合評価結果については、「A評価」となり、適正に事業が行われたものと考えられます。

学識経験者等第三者の意見等

本県が行う事後評価内容の妥当性について、その公平性の観点から、学識経験者等の第三者の方々からご意見等を頂きました。内容については、別紙に記載のとおりです。

【問い合わせ先】

電話：073-432-4111(代表)

担当：農林水産部

森本(内2915)病虫害・農薬

山本(内2925)畜産

中西・堀木(内3013)貝毒・養殖

登尾(内2901)食事パランスがト

環境生活部

塩路(内2622)生鮮農産物

(参考資料)

食の安全・安心確保交付金実施要綱(抜すい)

制 定：平成 17 年 4 月 1 日 16 消安第 10270 号

一部改正：平成 19 年 5 月 11 日 19 消安第 1690 号

第 7 成果の取りまとめ及び事後評価

1 事業実施主体による成果の取りまとめ

- (1) 事業実施主体は、事業を実施した年度の翌年度(別表 1 の 2 の消費・安全対策整備交付金にあっては、事業を実施した年度から起算して三カ年経過した年度。以下同じ。) の 6 月末までに、目標ごとの事業の成果について、別紙様式第 2 号に従って成果報告書として取りまとめる。
- (2) 都道府県等以外が事業実施主体となっている場合にあっては、事業実施主体は(1)において取りまとめた成果報告書を速やかに当該事業実施主体が属する都道府県知事等に提出する。

2 都道府県知事等による成果の取りまとめ及び事後評価

- (1) 都道府県知事等は、1 の(2)により事業実施主体から提出された成果報告書及び自らの成果報告書を基に、事業実施主体ごとの事後評価を実施し、必要に応じこの事後評価を踏まえ、事業実施主体を指導するものとする。
- (2) 都道府県知事等は、事業実施主体ごとの成果報告書及び(1)の事後評価の結果を踏まえ都道府県等全体の事後評価を行い、別紙様式第 3 号に従って都道府県等全体の成果及び事後評価の結果を取りまとめた上で、事業を実施した年度の翌年度の 8 月末までに、成果報告書として地方農政局長等に提出する。
- (3)(1)及び(2)による都道府県等における事後評価の実施に当たっては、公正性確保の観点から、評価内容の妥当性について学識経験者等第三者の意見を聴くものとする。

3 事後評価結果の反映

- (1) 地方農政局長等は、2 の(2)により提出された都道府県等の成果報告書に基づき事後評価を実施する。事後評価の実施に当たり、地方農政局長等は公正性確保の観点から評価内容の妥当性について学識経験者等第三者の意見を聴くものとする。
- (2) 地方農政局長等は、(1)の事後評価の結果について管内都府県分を取りまとめ、事業を実施した年度の翌年度の 11 月末までに消費・安全局長に報告する。
- (3) 地方農政局長等は、(1)の事後評価の結果が低い都道府県等に対し、消費・安全局長が別に定めるところにより、必要な措置を講ずるものとする。
- (4) 国は、消費・安全局長が別に定めるところにより、都道府県等ごとの事後評価結果を次年度以降の当該都道府県等への交付金の交付額に反映させるものとする。
- (5) 事後評価を行った都道府県知事等及び地方農政局長等は、その結果を公表するものとする。
- (6)(3)の措置が講じられた都道府県等においては、当該措置の内容を踏まえて次年度の事業実施計画を作成する。

和歌山県事後評価概要一覧表

別紙

目的	目標	事業実施主体	事業実施計画	事業実施実績	交付金相当額	目標値及び実績			都道府県等の事後評価			
						目標値	実績	達成度	評価	評価の概要及び対応方針等	第三者の意見	
農畜水産物の安全性の確保	生鮮農産物の安全性の確保	和歌山県	食品安全のための農業生産工程管理手法の導入・普及を推進するため、GAP導入手引書の作成及び指導者の育成・確保を図るための説明・講習会を開催する。	GAP導入手引書の作成 (1,000部) 講習会の開催(2回)	146,000	GAP実践農家数の増加率 0.00746%	0.0196%	2.63	A	農業生産現場へのGAP(農業生産工程管理)手法の導入を図るため、県農業生産振興担当部局と食品安全担当部局が連携し、GAP導入手引書及び県版基礎GAPを策定し、農業生産者へのGAP手法の導入を推進した。 県内トマト生産現場において農業者がGAP手法の取組を行った。	食品安全、環境保全、経営改善等を目的とするGAP(農業生産工程管理手法)の農業生産現場への導入普及は、食の安全が強く求められる中、非常に重要と考える。 GAPの普及は、緒についたところであり、農業生産団体等の意見を踏まえ策定されたGAP導入手引書は、生産現場へのGAP導入に有意義と考える。今後、GAP導入農家数が増加するよう、引き続き農業者、生産団体、行政が一体となった取組を期待する。	
	農薬の安全使用	和歌山県	平成18年度は重大な違反事項は発生しなかったことから、講習会及び研修会の開催や巡回指導啓発活動を実施することで平成19年度は平成18年度と同様0%を維持し続けていく事を基本とする。	農薬の安全使用の推進 (講習・研修会10回) 農薬の適切な販売・管理の推進 (巡回啓発指導90件) 農薬管理指導士研修会開催2回等 農薬残留確認調査2件 ・こまつな、リレックス ・刈圃地でのドリフト実態把握と飛散防止技術実証	1,546,000	農薬の不適切な販売の発生割合 1.0%以下	0%	1.00	A	本事業の実施により、農薬の適正使用指導に取り組みなど、農薬販売者や農薬使用者への指導強化が実施できた。 立入検査や危害防止運動の実施等と併せ、「農薬」に対する総合的な推進が実施できたものとする。	消費者に安心・安全な農作物を提供するため、農薬を取り扱う全ての者が、ポジティブ・リスト制度を含め農薬取締法について十分に理解することが必要で、そのための啓発活動は十分に展開されたと考えられる。不適切な販売の発生割合が0%と、効果を出していると評価されるが、不適切な事例が依然として発生する可能性はあることから、引き続き啓発活動が望まれる。 いづれにしても、着実な活動が展開されており大いに評価される。今後とも消費者の視点に立った事業を継続されたい。	
	飼料の安全性の確保	和歌山県	飼料の製造・流通及び使用の各方面で安全性確保と適正使用を推進する。	関係機関が連携した指導体制確立 (協議会等) 飼料安全法令に関する普及・監視及び指導(巡回指導立入検査) 飼料の安全性監視のための調査分析の実施(調査分析)	120,000	農家の飼料安全規制全般の適正使用状況及び販売店の遵守状況 0%	現状を維持	0%	1.00	A	農家段階での飼料の使用については、現在適正に使用されており、飼料等販売業者立入検査においても不適事例は認められなかった。今後も現状の維持のため巡回指導、調査分析等に努めなければならない。	飼料安全性立入検査での飼料等製造販売業者への実施件数については前年度(2件)より増加しており評価できる。 飼料添加物残留検査について調査対象以外の畜産物(乳等)についても要望があれば対応し、畜産物の安全性確保のためさらなる努力を期待したい。 現状、目標、実績において0%とあり、良好な成績を維持しており評価できるが、調査法について徹底し、農家に対してさらに深く状況把握できるよう実施されたい。
	貝毒の安全性の確保	和歌山県	貝毒に係るリスク管理を的確に実施するため、監視調査の実施数を増加させる	貝毒発生監視調査 (マウス試験33検体)	208,000	貝毒発生監視調査の実施数 33件	33件	1.00	A	二枚貝の安全性の確保を図るため、さらに、生産実態及び検査回数を再点検し、貝毒発生が想定される海域及び時期を重点的に実施する必要がある。	従来と比べると実施回数の増加が図られ、貝毒の発生を適正に検出し、その後の出荷規制開始と解除も迅速に措置されたと判断される。 しかし、食品の安全性確保に対する消費者の要求は高いので、今後はさらに検査時期や回数等のより効率的な運用を検討する必要がある。	
畜伝染防止疾病・病害虫の発生予防	家畜衛生の推進	和歌山県	伝染病の監視体制を強化し、飼養管理指導により、その発生を効果的に防除する	BSE検査・清浄化の推進 (BSE検査) 監視・危機管理体制の整備 (衛生管理指導等) 慢性疾患等の低減 (慢性疾患調査等) 生産衛生の確保 (動物用医薬品の危機管理等) 地域衛生管理体制の整備 (飼養衛生管理技術指導等)	2,703,000	畜産農家に対する家畜の伝染性疾患の発生割合 8.4%	減少率 0.4%	減少率 0.6%	1.50	A	本事業実施により伝染病の発生率は減少し、農家の飼養衛生管理に対する意識の向上が図られた。今後も食の安全・安心の維持確保のため農家への飼養衛生管理指導等に努めなければならない。	伝染病の発生率が低く抑えられているのは評価できる。食肉となるものを生産しているという点を念頭に、安全性に重点を置いて継続的な衛生対策の推進を期待する。 実施内容は良好な成績で推移しており評価できる。これらも動物用医薬品に依存しない衛生対策の推進を期待する。
	養殖衛生管理体制の整備	和歌山県	養殖魚類の疾病リスク管理を推進するため、防疫指導強化、持続的養殖生産確保法に指定する特定疾病の蔓延防止を図る。	総合推進会議の開催(9回) 養殖衛生管理指導(58件) 養殖場の調査・監視(薬剤残留検査4回) 疾病の発生予防・蔓延防止 ・魚病診断件数103件 ・保菌検査件数15件 ・健康診断件数37件 ・巡回指導12回 ・河川冷水病調査8件	1,234,000	養殖衛生管理指導を行った養殖経営体数の割合 70.7%	65.9%	0.93	A	安心・安全な養殖水産物の生産・供給体制の確立には、魚病診断、生産履歴記録や医薬品適正使用等の巡回指導、指導会議の開催等による、総合的な養殖衛生管理技術の継続的な普及が必要である。	単に持ち込まれた魚病を診断するだけでなく、養殖現場における巡回指導、養殖業者の指導のための会議など様々な活動がなされており、高く評価される。このような地道な活動は持続可能な養殖の発展に大きく寄与するものと思われる。今後も継続して活動することを希望する。 事業の実施方法、実施実績ともに妥当かつ良好である。アユ養殖業者の養殖衛生管理指導は年々、向上している。河川での冷水病発生対策についても、現地指導を行うなど意欲的に取り組んでいる。今後とも当該事業の継続的な実施が望まれる。	

和歌山県事後評価概要一覧表

別紙

目的	目標	事業実施主体	事業実施計画	事業実施実績	交付金相当額	目標値及び実績			都道府県等の事後評価		
						目標値	実績	達成度	評価	評価の概要及び対応方針等	第三者の意見
<p>蔓延防止 伝染性 疾病・ 病害虫 の発生予 防</p>	病害虫の防除の推進	和歌山県	和歌山県のトマトにおけるIPM実践指標の拡充と普及推進及び病害虫防除に関する農業の環境へのリスク低減(ミカン、トマト、ウメ、及びイチジク)を図る	総合的病害虫管理(IPM)普及推進(1作物×10a) 病害虫防除農業環境リスク低減技術確立(ミカン、トマト、ウメ3作物×20a、イチジク1作物×10a)	5,184,000	IPMの普及推進 114 農業環境 リスク低 減 225	114 225	1.00 1.00	A A	<p>本事業の実施により、タバコナジラミバイオイブQによって媒介されるトマト黄化葉巻病に対するIPM実践指標を拡充し、農業者への普及推進が進められた。 カンキツ黒点病、トマトかいよう病、ウメ白紋羽病、イチジク株枯病に対する薬剤を削減した防除技術や体系防除への取り組みにより、農業環境リスク低減につながると考えられた。</p>	<p>IPM普及推進は、トマト黄化葉巻対策について管理ポイントを2つ増加させて、新発生媒介虫系統のタバコナジラミバイオイブQについての対策が拡充され、管理項目3項目について重点実施し撲滅対策に取り組んでいることは大いに評価できる。 環境リスク低減技術の確立は、各作物・病害虫について薬剤を削減した防除技術や体系防除への取り組みが精力的に実施されている。 かんきつ黒点病については、特別栽培を実施するうえで重要な病害であることが明らかになり、その防除対策として、伝染源である枯れ枝除去と無機銅剤の利用法が体系処理として実証されていることは評価できる。 トマトかいよう病対策については、ハウス内でのパチリス、ズブチリス水和剤のダクト内投入により、高い防除効果が確認されている。また、その評価手法として、薬剤耐性菌株を用いた手法を用いて病原菌の動態を解析していることは注目される。また、トマトかいよう病高感度種子検定法が開発されており、総合的な対策が確立されたと考えられ、評価できる。 ウメ白紋羽病については、高温土壌中の病原菌死滅条件を明らかにされ、夏のマルチ敷設により殺菌温度の条件が満たされ、かつ培養液中の病原菌も死滅していることから、防除効果が期待でき、新しい技術としての実証が待たれる。 イチジク株枯病は発病すると根絶が難しく、現在、有効な防除対策がないので他産地でも他作物への転換を推奨しているのが現状である。抵抗性台木を用いた防除対策は最も有望視されているので、その効果に期待できる。</p>
	重要病害虫の防除の推進	和歌山県	重要病害虫の侵入警戒のため、カンキツ地帯を中心に調査を実施	チチュウカイミバエ 9ヶ月(4月～12月)×13カ所=117回 ミカンミバエ群及びウリミバエ 9ヶ月(4月～12月)×13カ所=117回	100,000	重要病害虫侵入警戒調査の実施回数 234	234	1.00	A	<p>本事業の実施により、カンキツ地帯を中心とした、チチュウカイミバエやミカンミバエ、ウリミバエなどの重要病害虫の侵入状況について把握することが出来た。</p>	<p>ミバエ類の侵入は我が国の農業に多大の影響を及ぼし農産物の存亡に関わる。その意味で確実に侵入を防がなければならない。 和歌山県は侵入経路の一つであると考えられるので、水際で防ぐには地道な活動ではあるが、確実な調査が継続される必要がある。 本課題についての達成度は100%で、確実に事業が展開されており大いに評価できる。</p>
<p>地域における「食事バランスガイド」の取組への支援</p>	地域における「食事バランスガイド」等の普及・活用促進及び「教育ファーム」の取組への支援	和歌山県	県民一人ひとりのバランスのとれた食生活の実現と地産地消・地域食文化への理解促進を図るため、和歌山版「食事バランスガイド」の作成や、食育推進フェアや普及講習会等の普及活動を実施する。	食育総合展示会等の開催(1回) 地域版「食事バランスガイド」策定及び普及・活用促進	1,722,000	「食事バランスガイド」を参考に食生活を送っている人の割合 15.0%	19.5%	1.30	A	<p>事業実施後、「食事バランスガイド」を参考に送っている人の割合が19.5%に向上し、平成19年度の目標値15.0%を上回り、事業目的を達成することが出来た。</p>	<p>事業の実施については、事業目的及び和歌山県の地域実態を踏まえてあり適切である。 実績、目標値の達成度も良好である。 紀州わかやま「食事バランスガイド」は、四季別に紹介するなど実際に活用できるような構成され、その普及も行政、教育、地域等関係機関において広く活用されるなど評価出来る。</p>
総計・総合評価					12,817,000			1.17	A		

和歌山県事後評価概要一覧表

別紙

目的	目標	事業実施主体	設置又は整備した施設・機器名	事業実施実績	交付金相当額	目標値及び実績			都道府県等の事後評価		
						目標値	実績	達成度	評価	評価の概要及び対応方針等	第三者の意見
蔓延防止 伝染性 疾病・ 病害虫の 発生予防	家畜衛生の推進	和歌山県	ドラフトチャンバー	監視体制強化施設整備 1式	577,000	施設ごとの活用状況の向上割合 200%	500%	250%	A	本機器設置により年間処理検体数は飛躍的に増大した。これにより病性鑑定及び検査業務が迅速かつ効率になされとともに、作業員、検査室及び周辺環境への安全確保に努めなければならない。	実施内容は概ね良好である。病性鑑定・検査業務に対するの農家からの需要に充分に貢献できるよう、さらに一層の努力を期待したい。 処理検体数も確保でき、事業内容は良好であるが、より実効性のある計画的な施設利用推進を検討願いたい。
	家畜衛生の推進	和歌山県	動力噴霧器	監視体制強化施設整備 3台	200,000	施設ごとの活用状況の向上割合 367%	459.7%	125.3%	A	本機器設置により公用車、外来車両の消毒の徹底ができ、職員、外来者への消毒意識の浸透が図られた。また、常時消毒の必要性が確保されるとともに、緊急時の対応についても迅速にできる体制が整ったため、さらに家畜伝染病の発生予防及び拡散防止に努めなければならない。	主に日常的な利用にとどまっているが、緊急時においても十分に活用できるような体制を整えることは意義深いものと思われる。 機動力のある設備の導入により衛生対策に対応しやすくなっている。事業内容は良好であり、十分に活用してほしい。
総計・総合評価					777,000				A		